

備中国新見庄の名主 : 十三・四世紀に於ける

正木, 喜三郎

<https://doi.org/10.15017/2332995>

出版情報 : 史淵. 78, pp.61-88, 1959-03-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

備中国新見庄の名主

——十三・四世紀に於ける——

正 木 喜 三 郎

名田乃至名は平安中期、庄園制的収取組織の基本的単位として庄園内部に成立し、爾來その崩解に至る迄一貫して存在する。然し乍らその性格は各時代の歴史的所産として、庄園制の変質解体に対応しつつ多岐多様の変容を示す。鎌倉期に於ける名の内容乃至経営形態は家父長的奴隸制経営と一応把握されており、その変質解体過程の中に今日、中世史研究の重要課題と称呼される封建社会成立の指標をなす農奴制の成立を論証せんとする学界動向が在ることは周知のことである。就中、名主の変容に関してはそれが所謂名体制の基幹として存在するため、前記動向と相俟つて古くより数多くの論述・成果を見るのであるが変容を遂げつつある名主の性格・評価に関しては、庄園の個別性・地域性・時代差に応じ多くの異論が岐れる処であり、近時、個別庄園に於ける具体的な名主の存在形態乃至名体制に就いての再検討が要請されている。

小稿で縷述する新見庄に就いては、既に十指に余る卓抜した業績を有し乍ら、筆者も亦、卑見を述べた処であるが、「名体制の解体」現象の評価・把握をめぐつては、多くの異論と疑点を有し、十分にその姿相が解明されたとは言いがたいのである。小稿では、鎌倉末期、名体制の変質解体途上に出現する新名主の性格分析を視点として、改めて名主の変容に就いて考察を試みたい。^(注二)

註一 新見庄研究論文の目録に就いては、那須良郎氏「新見庄の

名請帳付農民について」(法政史学十一月八八頁)参照。

名体制」「新見庄の新田と農民」を加筆補訂したものである。

註二 本稿は「九州史学」二・九号に発表した旧稿(「新見庄の

(一)

新見庄は備北の庄園で現在、岡山県新見市・阿哲郡新郷村一帯に比定される。本所を最勝光院、領家を小槻氏に仰ぎ、元徳二年(AD一三〇年)領家職は東寺に施入された。地頭職は土豪新見氏が伝領していた。^(註一)地頭的領主制発展の指標たる下地中分は、文永八年(AD一一三七年)迄には実施されていた。下地中分自体に関しては史料の関係もあつて十分明確にしえないが、倅にして「地頭方東方田地実檢名寄帳」「東方地頭方山里畠内檢取帳」「領家御方正檢畠取帳」「五分一田畠漆分注文」「西方漆名寄帳」「東方地頭方損亡檢見並納帳」等の鎌倉末期より建武期にかけての諸種台帳が残存しており、^(註二)之等の比較検討によつて当時の新見庄の基礎構造をある程度明かにしうる。

文永期に於ける地頭方は田地七四丁余・山畠三五九丁余・里畠十六丁余、計四五三丁余の地目構成をもつ。耕地の八四%は畠地で占め、就中、山畠が圧倒的である。畠地に対し大豆・粟・蕎麦の雑穀が里畠三斗代・山畠一斗代の率で賦課される外、特殊貢納物として紙・漆等があつた。^(註三)雑穀に依拠せざるを得ない山間部農民の生産物の中に、より商品化され易い紙・漆があることは注目すべきである。何となれば、年貢納入形態が建武期に於ても里村では四斗五升代乃至六斗五升代の米納であるに對し、高瀬村を中心とする山間部奥分では文永期に既に反別一貫文の銭納が行われており、山間部農民間に紙・漆等の商品化を媒介とした、かなりの貨幣經濟の浸透を窺知させるからである。地頭分田地の二五%は新田であり在地の積極的な開發事情を示唆する。本田・新田の地目別による年貢斗代の差は無く、一般に新田斗代が本田に對比して低廉であることを勘考すれば、新田が檢注時、莊園領主から後來的に把握されて以降、相当の時間的経過の在つたことを窺

わせる。

如上の存在構図を示す地頭分を中心に、在地農民層の構成的展開に就いて、考察を試みんとするのであるが、この際、問題となるのは先記諸台帳の解釈であり、就中、論理的分析を示唆すると認識されている文永八年「地頭方田地実檢名寄帳」のそれである。同帳の書式は次の二型に分類しうる。

一 重行

歳原
本

一所半

弥五郎

一 光依

当名主蓮阿
二御前薬師堂免
新中

一所廿代

善阿弥
(庄門)

重行・光依を本名書、当名主蓮阿を添書とし本名書・添書を名書と併称する。次いで弥五郎・善阿弥を帳付書と仮称する。この解釈に関する考察は旧稿に譲り^(註五)その論点を整理しておく。(一)名書は名を意味し、実質的には名主を指すと考えられる。(二)帳付書は作職所有者を示すと思われ、彼等は記帳を通じて領主から年貢担当者として公的に把握されたものである。(三)添書たる当名主は現名主を指称する。(四)従つて同帳は名主・作職所有者により構成されており、名は原則として一名主の所有経営権単位であり、且、荘園制的年貢公事收取単位でもあつたわけで、一名一名主体制を想定したい。一名数名主による分割所有に窺われる程の名の分解は基本的には考え難いのである。まず本名書に記帳された名主性格の検討より論及しよう。

新見庄に於ける名耕地の形成時期又は開発事情に就いては開発領主大中臣孝正の名前^(註六)以外は判明しない。本名書全体の称呼が、武忠・友清・是次の如き只の百姓らしからぬ所謂「武士的」称呼を推測させるため、いずれも同様系譜の名を推察させる。勿論、凡ての名が成立期の名田を名前に於ても数に於ても踏襲しているとは限らず、中には初期名成立以降、

後來的に成立した新名田も在ったことと思う。当庄の名田は、本田新田の地目があり新田が本田檢注後新開発により形成した田地なることを確認すれば、新田存在様態の分析を視角に新名形成事情を窺うことが或程度可能と思う。

新田開発は究極に於て莊園領主にとつての年貢公事收取の増加と農民の再生産をより可能ならしめるため、莊園内部に於て積極的に開墾が施行された。当庄に於ても新田は本田の約三分一に達する面積を占めていた。新田分布構図に窺われる存在属性は以下の如くである。

新田の一筆平均面積は約卅二代であり、本田の一反卅三代と比較して零細である。新田の劣悪的立地条件を考慮しても、開発に投下される資本乃至労働力の規模の零細性を示唆していよう。亦、本田の五八・五%は一字抱持耕地数三筆以上の字に集中し、新田耕地の六五・五%は二筆以下の字に分布する。平均して本田は一字抱持耕地二・四筆以上、新田は一・七筆の字に夫々分布し、相対的に本田耕地の集合性と新田耕地の散在性が窺われる。更に新田耕地は住内・家前等の如き住屋存在を示唆する字への集約性を示し、且、本田・新田混在の字に多い。従つて上述の諸属性より新田耕地は本田乃至住居近傍の荒蕪地・荒廢田を対象とし、開発経営が零細的且分散的であつた、即ち農民が本田耕作若くは住居に居る纒かの余暇を利用し近傍の土地を切添式に加墾していつた事情を想定させる。^(註七)

田地名寄帳に依れば、新田は本田と並置的に名単位の記載形式をとり、^(註八)亦、新田一筆の耕地面積の増減は名田規模の増減と照応しており(第一表)、開発が名主手づからの計画・経営に依つて遂行した事情を推察させる。当庄の新田一九丁中八丁は二丁以上の名田規模の名主が占め、彼等の新田開発意欲の旺盛さを窺いうるが、亦、五反以下の小規模名田所持の名主十九人中八人は名内に五〇%以上の新田を含有し、大抵的に名主の所有する名田規模の零細化に逆応して新田の占むる割合が増大する(第一表)。不断の新田開発を足場に成長して来た小規模名主の存在を示唆する。彼等名主の系譜は

名主の名田規模	名数	所有名田合計			含新田有效			新田筆数	新田数/ 所有田数	1筆平均 新田面積
		丁	反	代	丁	反	代			
2丁以上	9	33.	3.	20	8.	2.	9	114	20.4	36.0
1丁以上	19	26.	2.	30	6.	8.	30	105	26.4	32.7
5反以上	15	10.	6.	40	1.	8.	15	29	17.1	31.5
1反以上	16	4.	5.	45	2.	2.	5	45	48.7	24.5
1反以下	3			40			.18	1	62.2	.18
計	62	74.	9.	25	19.	1.	9	294		

(第1表：名主の名田規模と新田比)

大規模名主の没落・血縁分家に依る析出或は隷屬的農民の成長に求められよう。何れにせよ、新田のもつ後來的性格と、それが名主自身の経営に成つた事情を勘考すれば、本来的且大規模名主に肩互して自から新名を形成した新田名主の存在を指摘出来よう。

第二表の如く新田名主の名屋敷は内検帳には殆ど記載されぬ場合が多い。屋敷の公的把握は在家役賦課単位としての存在を意味し、本在家に対して、未把握の屋敷が後来的且副次的に把握されて脇在家の存在を示す事例を想起すれば、新田名主の屋敷無記載も彼等の後來性を示す支証とならう。かかる新田名主として念法・助房等を考えるのである。

如上の新田形成に依り新名主として出現した時点を何時に遡及するか不明である。当庄では「兩三年之土貢被許之(中略)是尋常之風儀、所務之通例」とし、^(註一〇)先記の如く年貢斗代に地目差が無い点から相当の時間的経過を推測させる。新名と想定した節岡・出雲の各名には夫々又二郎、小太郎の当名主の添書を有するため、新名形成時期は当名主が添書をうける以前、後述する当名主的名主出現以前に位置付け得る。表に見る如く、新名と想定した名の称呼が「武士的」称呼であり、新田一筆耕地面積が名田面積に照応していることから、名主が未だ経営より遊離せず名主職の得分権化が普遍化しない時点に於ける新名形成時期を考えている。新田名主の無

新田名主名	総名田畠規模	名 田 分	新 田 分	畠地を 含まぬ名	屋敷を 所持数	字をも つ名	屋敷を もつ名	種類	営型
吉 久	丁 反 代 2. . .	丁 反 代 . 2. .	反 代 . 1. 5.					C	
吉 延	. 1. 20.	. 1. 20.	. 1. .	○				C	C
念 法	. 3.	. 3.	. 3. .	○				A	A
助 房	. 4. 5.	. 4. 5.	. 3. 35.	○				B	B
清 遠	18. 4. 10.	. 4. 20.	. 3. 20.			○		C	C
赤 子	10. 6. 20.	. 7. 40.	. 6. 40.					C	C
節岡又二郎	13. 4.	. 1. 25.	. 1. 25.		1			A	A
木 戸	9. .15.18.	. 2. .81	. 1. 10.81					B	B
弥 七	. 7.10.18.	. 3. 20.18	. 1. 45.18					B	B
出雲小太郎	1. . 30.	1. . 30.	4. 20	○				B	B

(第2表：新田名主存在状態)

し、本来の名主と肩互的存在として名寄帳に記載されるのである。而して彼等が本来の大規模名主と如何なる身分的従属関係をもつていたかは不明であり、例えば惣領制的規制を受けていたか否か全く推測の域を出ない。(註十二)

名主の名田経営の変化に対応し名主自身変容を遂げ、新田名主と異つた発現姿相を呈する新名主を生み出してゆく。

註一 前節註一論文参照

註二 「備中国新見庄史料」所収。(以下史料と味ぶ)八・九・十・十一

・十二・三三号文書

註三 史料三三号文書一二五・一二八頁

註四 史料八号文書一頁・一二頁の抄記である。

註五 拙稿「新見庄の名体制」(九州史学二所収)参照。

註六 史料三九号文書「信尊契約状案」

註七 拙稿「新見庄に於ける新田と農民」(九州史学九)参照。二二頁二

三頁

註八 一貞清

手傳 一所十代 源内

坂本里 一所二反廿代 同人

(中略)

以上四反卅五代

新田 十代

新田 十代

註九 豊田武氏「初期封建制下の農村」(日本社会史の研究所収)

本田 四反卅五代

註十 史料一九号文書「明德二年間事評議条々」
 註十一 本節註七論文二一——二七頁参照。

六三——七五頁

(11)

新田名主を含む名主の名田経営に於ける動態的姿相に就いて考察を試みたい。まず、田地名寄帳記載の書式に依つて文永八年時の名田経営様式は以下の三型に類別しうる。^(註一)

(A) 名書及び自名の全部の帳付書に名前が記載される者は自名全部に就いて依然として自己所有の労働力を基幹として正作経営を行つている者と考えられる。^(註二)

(B) 名書及び自名の一部の帳付書に名請する者は、自名の帳付書に名前を有する部分の田地にのみ正作経営を行い、他の部分は他人に請作させ加地子収取を行つている者と考えられる。^(註三)

経営類型 名主者層	A	B	C	計
	自作 名主	地主兼 自作	地主 名主	
25丁以上			2	2
20丁以上				
15丁以上			3	3
14丁以上			1	1
11丁以上	3	1	1	5
8丁以上		2	2	4
5丁以上	2	3	6	11
4丁以上	1	4	2	7
3丁以上		1	1	2
2.7丁以上	1		1	2
2.4丁以上			1	1
2.1丁以上			1	1
1.8丁以上	1		1	2
1.5丁以上				
1.2丁以上		1		1
9反以上		2	1	3
6反以上		3	3	6
3反以上	1	1	3	5
3反以下	3		1	4
計	12	18	30	60
百分比	20	30	50	100%

(第3表：名規模と経営類型)

(C) 名書にのみ名前をもち、帳付書に名請せぬ者は原則として自名を請作経営に解体した加地子収取の名主に転化したものと考えられる。(地主名主と仮称する)

自作名主が二〇%であるに對し、半数を占める名主は加地子収取に依存する地主名主であり、然も之に名田の一部を請作に解体した地主兼自作名主の三〇%を加算すれば、文永八年の新見庄地頭分に於ては八〇%の名主が自名経営の方式を請作経営に解体させつつある事情を察知するのである。各々の自名田経営方式別に名主の階層構成を見れば、加地子名主の存在範囲は各名主階層を通じて普遍的である。就中、十四丁以上の大規模名主の全てが、土地を作職所有者に割分請作させる方式をとるに對して、小規模名主は自作経営に執するという存在状態である(第三表)。換言すれば、名主の自名田経営方式に於てその両極には最大極としての地主名主と、最小極としての自作名主の存在が想定しうるのである。然も名主の多くが階層に關係なく、経営より遊離しつつ自からは加地子得分収取に經濟源を求めんとする地主(加地子)名主に昇華してゆく変容を述べ得るのである。

次に名主の農業経営の実態に就いて分析を試みる。十三世紀末に於ける農業経営に従事する農民の一人当りの耕作能力を三反とし、一族に四人の労働人口を含有するとすれば、一族の自家労働力に依る可耕最大面積は一丁二反程度と算定しうる。^(註五)地頭分名六十名中十八名即ち三〇%は一丁二反未満である。自余の四二名即ち七〇%は一族以上に互る数箇の複合家族に相当する労働人口を以て農業経営を維持していた事情を推察させる。勿論、自家所有外労働力の介在即ち請作關係を考慮せねばならぬが、名主の自家労働力は大家族グループの集合に依り構成され、名主の統制下に名経営に従事していたであらうことを推測させる。これを「地頭方山里畠内檢取帳」に記載される「屋敷内」「屋敷」「垣内」の視角から検討して見る。此等は總計一〇五筆に記載され、三七名に分布している。地頭分惣名に就いて記載されぬ理由は判明せぬが、屋敷所持の名主の殆んどが二丁七反以上の名田畠を保有しており、^(註六)彼等は地頭分名主の中でいわば中堅的階層

以上に属する者であること、屋敷なる称呼が農村内部での相当の大邸宅を指称し、一般農民の小屋とは區別された存在事情、更には公的把握の屋敷が在家役負担単位の存在である等を併考すれば、屋敷所持の名主が或は在家役納入の名主とも考えられるが推測の域を出ない。

「屋敷内」「屋敷」「垣内」の面積は一反乃至二反の範囲に集約しているが、最大八反最小五代の分布を示している。此等は荘園領主より園地・畠地・家の統一体として把握され農業経営の中核を構成する。^(註)従つて名内に於ける屋敷数を調査すれば名経営に従事する農業経営体の箇数を算出することが可能となる。「山里畠内検取帳」は尾闕という制約を有すが以下の記帳解釈に従つて屋敷数を算定した。「屋敷内」「屋敷」等を一名内に二筆以上有し且その記載に就いては、同

検注筆順	記 載 事 項				
1088	屋敷内	1所	1反半	同	又二郎
1137	屋敷内	1所	20代	同	与一次郎
1138	屋敷内	3所	1反	同	惣三郎
1148	フルヤカキノ内	3所	3反	同	源内
1149	同所屋敷内	1所	10代	同	源内
1150	同所	1所	10代	同	王三郎

(第4表：鈴木名屋敷)

検注筆順	記 載 事 項				
1256	屋敷内	1所	1反30代	同	藤四郎
1257	屋敷内	1所	1反30代	同	藤平二
1258	屋敷内	1所	40代	同	
1294	里畠屋敷内	1所	40代	同	平四郎
1323	屋敷内	1所	1反半	同	惣六
1324	屋敷内	1所	2反10代	同	安大夫
1410	屋敷内	1所	30代	同	善阿ミ

(第5表：清国名屋敷)

一名内に検注筆順が連続的なるものと然らざるものとある。連続的筆順をとる一群を以て同一屋敷と解した。例えば鈴木・清国の屋敷数は前者を三・後者を四と数え、夫々が一農業経営体であると考えたのである。第六表は農業経営体単位たる名屋敷の数と名主の名田経営様式との相関性を二八名^(註)(此の数値は名屋敷所持名主で名田を所有している者即ち名田経営様式が把握しうる名主の数である)に就いて集計したものである。

自作名主の多くが一屋敷所持であるに比較

経営類型 屋敷数	A		C		計
	自作名主	自地主 兼主	地主名主	地主名主	
7			1(7)		1(7)
6			1(6)		1(6)
4			2(8)		2(8)
3		1(3)	1(3)		2(6)
2	1(2)	4(8)	4(8)		9(18)
1	5(5)	1(1)	7(7)		13(13)
計	6(7)	6(12)	16(39)		28(58)

洋数字は名主数、()内数字は屋敷数

(第6表：名屋敷と名田経営様式)

族・四・七家族・三・六家族となり、自作経営が請作に解体するにつれて家族グループ数の減少が指摘される(第七表)。

加地子名主の場合、散在耕地経営に於ける散在屋敷(≡田屋)の性格を屋敷が濃厚に有すこと、更には前掲の労働要員数には屋敷外農民の請作労働力を包含することも考慮せねばならぬが、自作経営の解体に伴ふ屋敷数の増大と労働人口の減少、自作名主の殆んどが一屋敷所持者であることを勘案すれば、同一屋敷に於て請作経営の普遍化に伴つて複合的乃至大家族的经营が漸次解体へ指向しつつ在った事情を窺いえよう。何となれば、彼等の名田畠所有面積は二丁七反以上の大規模所有であり、且、その耕地は数ヶ所へ分散して(註一〇)おる。かかる存在耕地の経営には、所在耕地近傍の農民に請作させる

して、自名を請作経営に解体させた加地子名主の中には三乃至七箇の屋敷を自名内に所持する。一般的に名主の正作経営の解体に照応して屋敷数が増加する傾向を呈する。亦、一屋敷平均面積は二反前後で各経営様式を通じてほぼ同規模である。然し乍ら、名主の名田畠総面積を屋敷数で割つた商即ち屋敷住人がその名のみ農業経営に従事すると解釈した時の一屋敷当りの経営面積は、自作名主の七丁三反代、自作兼地主名主の五丁五反代・地主名主の四丁三反代と経営様式の変化に照応して一丁二反乃至一丁八反程度の差額をもっていることが注目される。此等一屋敷の経営面積を存在可能ならしめる労働要員は、一人平均三反の可耕能力の所持とすれば自作名主が二四・六人、地主兼自作名主が一八・八人、加地子名主が一四・三人となり、一屋敷が数家族グループの労働力に依り構成されている事情が考えられるのであつて、前記計算に従えば六・一家

項目	經營類型			A 自作名主			B 自作兼地主名主			C 地主名主		
	丁	反	代	丁	反	代	丁	反	代	丁	反	代
屋敷内面積合計	1.	8.	10	2.	5.	35	11.	1.	40			
屋敷数合計	7			12			39					
1 屋敷内面積	丁	反	代	丁	反	代	丁	反	代			
名田畠合計面積	51.	6.	5.36	66.	7.	30.36	167.	9.	15.	90		
1 屋敷当り經營面積	7.	3.	35.	5.	5.	30	4.	3.	2			
1 屋敷含有労働人口 (1人3反の可耕能力とす)	24.6人			18.8人			14.3人					
1 屋敷含有家族数 (1家族4人の労働人口とす)	6.1 家族			4.7 家族			3.6 家族					

(第7表：名古屋の經營規模)

か、亦は自己の家族乃至家内隷属的農民を必要時期に其の地の田屋などに住居せしめ耕作させるといふ經營手段をとる以外は考えられず、従つて名田の散在性と大規模所持性自体に名主の複合的乃至大家族の經營体の解体が内在していると帰結しうるのである。名主が經營の拡大を意図すれば、即ち散在性と大規模性の拡大はより多くその解体度を促進させることを意味する。此れは反面、名主の下で駆使されている隷属的農民が作職所有者として出現する可能性をもつていたことを示すものである。そしてこの解体への促進と出現への可能性とは、生産力の発展に対応して農民の再生産がより可能になればなる程、加速化することは言を俟ぬであらう。

加地子名主への昇華に照応してその經營内部では漸次的に複合的乃至大家族の經營体が解体することを觀察したが、更に「屋敷内」構成農民に就いて此れを検討してみる。名田經營類型に於ける「自作名主」の「屋敷内」名請状況は第八表の如く名主自身の名前であり、加地子收取經營を行う名主の「屋敷内」が名主以外の作職所有農民に依つて名請されているのと対蹠的である。これは自作名主の屋敷内部に於ては、自名經營を請作へ解体させつつある名主に比較して家族グループの分解がより緩慢であるこ

とを物語っている。(第5表) 先表の加地子名主清国の屋敷の如く、同一名屋敷は数筆にて記帳され、数人の作職所有者に依り分割名請されている。之等作職所有農民に就いて言えば、莊園領主より「屋敷内」の畠地年貢担当者として公的存

立は先記の名主屋敷の分解後、再度の分解過程を経過し、家の独立に依つて形成されるものと思考しうるのである。

註一 拙稿「九州史学九」二四頁第六表参照。
註二 一國忠紀二郎

本 一所七反卅代 同人
新上 一所二反卅代 同人

註三 一友清
温屋追 一所十代 正
新下 イカリ門 一所卅代 正
新中 本地 一所二反十代 弥五郎
本地 (下略) 史料八号二四頁

新中 一所一反半 弥五郎
本 一所一反 二郎三郎
山王免 一所二反廿代 是腕
新上 (下略) 史料八号一四頁

註四 一赤子
新中 一所一反半 弥五郎
本 一所一反 二郎三郎
山王免 一所二反廿代 是腕
新上 (下略) 史料八号一四頁

註五 上島有氏「南北朝期における畿内の名主」(中世社会の基
本構造所収)。三二九頁註三参照。

註六

名主階層	名数
30 丁 以上	1
20 丁 以上	2
11 丁 以上	8
5 丁 以上	13
2 丁 以上	8
1丁2反 以上	3
6 反 以上	
6 反 以下	
計	35

(名主所持名主の階層屋敷表)

註七 清水三男氏「日本中世の村落」三九頁
註八 第一節註九論文参照

註九 二八名とは是次・宗清・助久・為末・近吉・宗道・國忠・節岡・武久・成沢・貞清・則元・為宗・依真・助依・赤子・鈴上・大上・貞成・清國・清遠・重延・仏念・三郎大夫・重久・正恒・光依・友貞である。

註十 三好基之氏「十三・四世紀備中国新見庄における在地の變化について」(史学研究六九号所収)二〇一―二一頁

註十一 史料八号文書一九頁下段
註十二 史料九号文書七頁下段
註十三 小太郎・藤二郎・石見・宗遠・弥三郎・惣三郎・西念・二郎三郎・弥五郎・又二郎・安大夫・弥二郎・信教・左近二郎等指摘するに止める。

註十四 三浦圭一氏「備中国新見庄の商業」(日本史研究二九号所収)三一頁五表参照。

(三)

前節で考察した名主の名田経営の変化を進展させたのは、生産力の発展を基軸に漸次的に成長して来た嘗ての名主経営下に従属していたと考えられる農民層であつた。彼等は「西方正検畠取帳」に

一々、二反廿

成松

延清

(註二)

是ハ古帳ノ田坪也一反廿成松

と登録された延清の如く作職所有者として名請を行うことに依り、荘園制的収取組織の中に年貢担当者として名主と俱に荘園領主から重層的に把握編入され公的存在として姿を見せる。作職乃至名主職の性格に就いて論及しておく。「山里畠内検帳」に依れば、

同 所

一所卅代

為

宗

ウツヲ谷

一所十代

則

元

同 所

一所廿代

同

二郎太夫

(○中略)

一所卅代

同

浄 円

一所一反卅代

同

為宗与則元論之 (註二)

大コク平

一所三反

同

と見え、作職所有者として浄円が名請している大コク平三反は為宗、則元の論地であることが判る。従つて大コク平の土地には為宗(若くは則元)と浄円が重層的に權益を設定しているわけである。前者の權益が上級所有権ならば、後者のそ

これは下級所有権であらう。為宗、則元は田地名寄帳には名主として明記される。先掲史料に於て注目すべきは、淨田のもつ下級所有権即ち作職が上級所有権者即ち名主二人の相論に拘らず設定された記載形態をもつ事実である。此は作職が名主職相論と関係なく確立しており、所謂「職の分化」が考えられるのであつて、名主職の内容も次第に得分権化し加地子名主職に転化している事態を想定させる。此の加地子名主職成立には、鎌倉中期以降、二毛作の普及・生産技術の発達・耕地面積の増加等に示される農業生産力の発展に基づき剰余生産物の増加による農民の再生産を可能ならしめた事情、文永八年には高瀬村を中心として年貢が銭納化された事実に見られる貨幣経済の農村内部への浸透等の事情が基底に在つたことを忘れてはならない。

作職所有者の系譜は大別して(一)名主層自身の分解(二)名主の隷屬的農民の自立化の二経路に要約される。^(註三)前者の例を經濟的分解の結果、紀六郎名の名主より貞次名作職所有者へ転落した紀六郎に見るが、^(註四)血縁的分解に就いては史料的に発見出来ぬ。但し、先節で述べた如く名主の經營を構成する複合的乃至大家族の分解を勘案すれば相当数の血縁分家による作職所有者の析出を推測する。後者は(一)十郎・源五郎・弥五郎等の下人(二)名主屋敷を割分名請した親類下人的農民・家の住人等の如く名主經營下に於ける下人の土着化の進行と直接的耕作者の自立化のコースに分ちうる。^(註五)而して作職所有者の所有作職規模が減少するにつれ新田作職の占める比重が漸増しており、彼等の成長に新田開發を媒介とした事情の在つたことは看過出来ぬであらう(第九表)。作職所有者の存在形態は正作經營を基本的としていてと考えられるが、大規模作職所有者の中には複合的乃至大家族の家族を内包しており、亦、弥太郎、兵庫の如く先記の下人、重久名法一^(註六)の如く家の住人等を保有し自家労働力の填補として、或は作職所有農民に請作させ加地子得分収取を行う重久名円仏^(註六)の如き者も見られる。亦、畠内検取帳に依れば「同所 二所 一反廿代 十郎弥太郎下人」「家二字論之一 一所五代 同法一」とあつて、下人が主人と別箇の經營を行う公的農民として、或は作職所有者の下で五代の畠地占有権を係争する程に家の住人の

作職所有規模	人数	総田地作職計			新田作職計			新田積/ 総田積 %
		丁	反	代	丁	反	代	
2丁以上	3	7.	9.	45	1.	4.	40	18.5
1丁以上	17	23.	9.	15	4.	9.	30	19.0
5反以上	28	19.	1.	20	4.	8.	40	25.4
1反以上	85	22.	7.	20	6.	9.	30	36.6
1反以下	35	1.	2.	5		7.	20	61.9

(第9表：作職所有者と新田比)

作職所有者名	名請名の称呼	所持作職計
安二郎	重行、貞次、重光、清国	丁 反 代 3. 9. 40
藤二郎	木戸、成沢、友貞、助依、赤子、唯八	3. 8. 35
十郎	友貞、清遠、木戸、神坂、光依、清国、重久	2. 0. 25
清二郎	為忠、武清、時恒、武久、助久、近吉、則元、鏡	1. 9. 35
弥三郎	為宗、得永、助宗、武久、重行、則元、赤子	12. 4. 40

(第10表：散り懸的作職所有者)

た「屋敷内」作職所有農氏と名主との隷属関係は全く解消した訳で無く、清国名の藤平二・惣六の如く屋敷所持の名主の名にのみ作職を所有する状態が多く、^(註一〇)相当度の身分的隷属関係を存続させていたものと考えられる。名田作職所有者は名主で作職を所有する者二九人を除き一三九人である。約半数の七五人は五反以下の田地作職をもち多く一名にのみ作職を所有している。二名以上に互つて散り懸的請作形態を示す者は五反以上に多い。^(註一一)零細な名田作職所有者の大半が未だ一

占有耕地に対する権益が強化されている等に窺われる如く、作職の内容も単なる耕作権を意味するだけでなく加地子を徴収する得分権を内包したことを知るのである。従つて作職所有者即作人（直接耕作者を意味する）^(註七)とは必ずしも言え無くなっている事情を推察させる。

高尾一彦氏は名寄帳の書式から名主支配下の農民の類型化を試みられ、名主への隷属性に就いて四段階を設定された。^(註八)（一）家内下人（二）名子（三）小作農（四）新興農民（中小名主職所有者）等の存在を指摘された。現実の各名に於ける作職所有者と名主との隷属関係は先記四段階が錯雑した形で多様な存在形態を示す。^(註九)先節で論及した名主の複合的乃至大家族の家族の分解過程に出現し

名主の支配の枠に緊縛されている状態が窺われる。名主の作職所有者に対する統制は文永期も猶、強く存続していたのである。半数に及ぶ田畠作職五反以下の農民は大規模作職所有農民乃至名主の許で又小作を行いその生計を維持していたものであらう。大規模作職所有者の中には弥次郎、弥三郎、安二郎等の如く数人の名主の許で散り懸的作職所有状態をとることに依つて名主との身分的隷属関係を弱薄化しつつあつた者も考えられ(第十表)、更に名主外の農民の中からその作職所有規模が名の規模を凌ぐものが少数であるが姿を見ることが注目される(註二、註三)、更に名主外の農民の中からその作職の枠を解体させる様な一部農民が名の内部に芽生してきているのを知るのである。この様な新興勢力としての大規模作職所有農民の成長動向の到達点を示すものが次節で論及する当名主乃至二次的名主と推測されるのである。

註一 史料十号九三頁下段

註二 史料九号文書五〇頁・五一頁下段より抄記せるものである

註三 永原慶二氏「日本封建社会論」一二六頁

註四 拙稿第一節註七論文三〇頁参照

註五 拙稿前註論文三〇頁三一頁参照

註六 史料九号文書七九頁参照

註七 上島有氏「中世史に関する若干の問題点」十頁下段参照

註八 「備中國新見庄」(庄園村落の構造所収)三三五頁

註九 拙稿前註論文二九頁参照

註十 前註論文三一頁参照

註十一 拙稿前註論文二八頁第九表参照

註十二 三浦圭一氏第二節註十四論文第十二表より作成した。

註十三 拙稿前註論文三二頁十三表参照

(四)

旧稿で現名主たる当名主のもつ特徴として自名に対する時相的内容の現実性を指摘し、当名主は現名主が名主として名に臨んだ時間的経過が比較的新しい場合に称呼されるものであり、荘園制的収取機構たる名体制に於ては名主と同列的立場に立つて年貢公事収取責任者の機能を果たすことを指摘しておいた。(註二)従つて当名主は新名主としての範疇に属する者であり、此の分析検討は名主の変容状態を知る手掛りとなるのである。さて地頭分当名主の示す存在形態に就いて以下の諸点

が注目される。

(一) 当名主として添書された名前は(イ)武忠・是次・友清等の名主の「武士的」名前に比較して(ロ)又二郎・紀藤三・小太郎・紀二郎等の如く、より「所従的」な名前を有するか、(ハ)浄念・蓮阿・光蓮・道念等の如く「僧」的名前を持つているのであつて、(ニ)の名主とは異なつた社会的な性格を当名主が有することを推考させるのである。

(二) 第十一表の如く所持する名の規模に關し、名主、当名主の各々について集計すれば、田畠一丁以上十町迄の間に同様傾向の分布様態を示しているが、その名田経営様式は全く対蹠的傾向を示す。即ち、相対的に当名主の名田経営に於ては自作経営が圧倒的であるに對し、名主のそれは加地子得分収取に依存する加地子名主に集中的である。当名主が未だ農業経営より遊離しない存在を示すことが判るのである。

(三) 名主の田畠作職所有規模は当名主に比較して相対的に低位(註二)にあり、名主が加地子得分収取に依存する傾向を示しているのであつて、先項と同様、当名主のより農民的性格が窺われる。此は自名内に於ける新田作職所有者を検討すればより明瞭化する。新田作職の殆んどが当名主に依つて名請(註三)されており、当名主の成長に新田開発を媒介とした事情の伏在を推測させ、且、新田作職をより多く持つこと自体、当名主の後来的性格を傍証するものであらう。

(四) 第十二表は名田作職を所有する名主十二人当名主一六人に就いて他名に於ける田畠作職所有状態の一覽である。名主に比較して相対的に当名主が他名内に作職を所有する機会が多いことが判明する。此の事實は当名主が一方では名主と

種別 類型 規模	当名主			名主		
	A	B	C	A	B	C
15丁以上			2			3
9丁以上	3			2		4
5丁以上	2	3		2		6
3丁以上	1	2		2		3
1丁以上	2	2		1		6
6反以上		1		2		3
3反以上		1		1		3
3反以下	1			2		
計	9	9	2	3	9	28

(第11表：経営様式・階層比較)

種 別 項 目	名主	当名主
	作職所有者数	12
他名田に作職所 有する者の数	4	9
他名畠に作職所 有する者の数	1	10

(第12表：他名作職所持状況)

して、他方では他の名主の許で作職を所有するという多角的経営を行い、所謂、諸方兼作の名主作人型の者が多いことを示し、名主に比較して遥かに農民的即ち作職所有者の性格を濃厚にもつことを示している。

既述の如き当名主のもつ農民的側面は彼等が在地に於ける生産力の発展を基軸に作職所有者の中より新興勢力として抬頭して来た系譜をもつ者であらうことを想定させるのである。

(五) 高瀬村を構成する重久・助宗・正恒・得永・高瀬野・性阿の各名は既に文永八年には段別一貫文の分錢を負担しており、里村の友清・木戸・節岡等の各名が建武元年にも五浸透が顕著であつたことが判る。而して此村には秦大夫・光蓮・三郎大夫・仏念等の当名主が正恒・得永・高瀬野の各名に存在しており、他の村に比して当名主の存在がより集中的であつて、当名主出現の背景には貨幣經濟の進展が在つた事情を推測させる。此を更に漆作付状態・商品生産の盛行の視角より検討して見る。

新見庄の特殊貢納物として名単位に貢納される漆・紙等がある。就中、漆はその汁を塗料とし、その実を蠟とする関係から早くから商品的作物として山野に栽培されていた。備中国生産の漆は「備中漆」として著名であり、寛正頃と考えられる祐清書状^(註六)に依れば、当庄で一貫七百文の蠟は京都に運搬し商沽すれば二貫五百文の高値を呼んでおり、その商品価値は極めて高かつたのである。備中漆取引のため京都近傍の中央商人の新見庄市場来往が繁盛であつたことは既に先学の指摘するところである。^(註七)漆作付自体、商品化する可能性が強く、貨幣經濟の浸透を誘い易いものであつた。以上の事情を確認しておいて第十三表を眺むれば当名主所在の名には、名主分と比較して相対的に漆作付率が高く当名主一人当たり平均七

○本も多いことが指摘されるのである。此等の事実は、当名主存在の名には漆作付を通じて商品生産が盛行しており、亦それに対応して貨幣経済の浸透も顕著であつたことが窺われるのである、名主に比較して当名主自身漆作付を通じて庄園内の貨幣経済の発展に立脚していることを想定するのである。

先に指摘した当名主の作職所有農民的側面と前節で論述した職の分化即ち名主職の得分権化の事情とを勘案すれば、作職所有者が従来の名に新名主として出現する過程には「名主職の売買」の事情が在つたことを默示すると考えられるのである。

勿論、名主欠落後、新抬頭者としての作職所有農民が莊園領主より名主として把握されその補充に當つた場合もあることは言を俟たない。

又二郎が節岡・鈴上・重光の三名に夫々添書をもつ当名主である事実、^(註六)当名主の中には坂本・蓮阿の如く全く作職を所有せず加地子得分にのみ生活源を依存する加地子名主としての存在を示す事実の解釈は、上記の如く又二郎や蓮阿が名主職（加

種別	名主	当名主
人数	40	20
漆分	人数	10人
	本数	1907本
	平均作数	190.7本
桑分	人数	8人
	本数	314本
	平均作数	39.3本

(第13表：漆・桑作付表)

地子名主職）の買得を媒介として前者の数名兼持の当名主、後者の加地子名主として出現したと勘案することを要請するであらう。やや抽象的ではあるが当名主の中に前記した「僧」^(註七)的名前を有する者が多分に存することも、中世莊園に於ける貨幣の貯蔵者としての寺院乃至その関係者の役割を勘案すれば、^(註七)如上の推察を裏書するものとならう。

以上纏述せる処から在地に於ける生産力の発展を基軸に職の分化の進展、貨幣経済の浸透等の情勢に照応して、当名主が名体制内部に於ける農民の中より新興勢力として商品生産を媒介として貨幣経済の自己展開を有利的に行いつつ抬頭して来、作職の集積、更には名主職の買得を通じて新しく名主として登録され、従来の伝統的名に、当名主として添書されたものである事情が明らかになつたと思う。

成松名は西方最大名として畠地のみに三二丁余の規模を有し、名内に作職を有する六〇人を従属させ加地子収取による経営を行っていた本来の名である。作職所有者の中にはその下に更に下作職所有者を従属させる者、清延・包貞・重房・重遠・久末・近吉・真国等七人を数えるのであつて、六人迄は成松名にのみ作職を所有する農民であつた。恐らく名主成松の隷属的乃至血縁分家の農民の系譜をもつ者であらう。彼等より文永年中には包貞・近吉の二名を分立しており、二名は共に五丁以上の作職規模をもちその経営は一部に正作経営を行いつつ八人乃至三一人に及ぶ大多数の下作職所有農民より加地子収取をも行っていたと考えられる者である。

文永10年	建治元年	寛正2年
重久	重久 国吉	吉源 永久
近吉 永久	包貞	

(第14表・成松名の変化)
新名分立状態

成松名は文永八年以降土地台帳・納帳には記載されず廃没したと考えられる。成松名に替つて寛正迄に旧成松名内に嘗て作職所有者として存在していた者が、夫々の名前を冠する名の所有者として姿を見せその数六名に達する。この新名主は後述の如く助守に替つて分漆負担の名主となつた吉国に見られる如く、なしくずし的に二次的名を構成していつたと考えられる。二次的名の規模は不明であるが「一所一反包貞名内成松包貞」と領家方正検畠取帳(註八)に記載される如く、成松名内に於て包貞が自己の作職所有地を中心に二次的に名構成を行つているのを見れば、自己の作職所有地を中心として成立していると考えられるのである。此は後述する如く名主の経営よりの遊離化に従い、名主自体の地位が加地子得分權収取に依存するといふ、いわば不安定な性格を包容している為と考えられ、二次的名を構成しうる可能性が名主自体の変容即ち名主職の得分權化過程に内在していたからと思われる。かくの如く此の当名主・二次的名主出現を可能ならしめたものは、先述の如き「職の分化」による名主職の得分權化(＝加地子名主の成立)が進展し、更にはそれを生み出す貨幣経済の発展が見られた在地情勢の変化に基因している。当名主出現に例示される如く名主職の内容も漸次的に得

名	前	正作	下作 人数	新名 構成	本 来的
清延	包貞	○	8	○	
重房	重遠	○	15		○
重末	久吉		1		
近真	近真	○	31	○	
			2		

(第15表：成松名内の加地子収取者)

名	前	作職所有規模		
		丁	反	代
国吉	吉	10.	3.	.
重久	久	5.	2.	12.
源人	人	.	1.	10.
近吉	吉	8.	1.	20.
永久	久	.	3.	40.
包貞	貞	5.	.	24.

(第16表：文永八年作職所有)

子名主への昇華傾向と相俟つて、貨幣経済の浸透がより進展化し、名主職の得分権化がより顕著化してくる程、加速的であり且、その数も増加してゆくものと考えられるのである。

分権化しており、或は二次的名主の如く旧名分解に依り新名主として現出してくる等、名主の変容事情が想定しうるのであつて、こうした性格の新名主出現の趨勢は名主層自身の名田経営方式の変化即ち名主の加地

- 註一 拙稿第一節註五論文二〇・二二頁参照
- 註二 三好氏第二節註十論文第五表参照

種別	新田作職所有状況		新田作職全所有する者	新田作職過半所有する者	新田作職半分以下所有する者	新田作職を所有せぬ者	新田作職の名内にない者	計
	当主	名主						
	3	9						
	1	3						
	1	2						
	4	3						
	3	3						
	12	20						

(新田作職所有状態)

- 註三
- 註四 清水三男氏「中世庄園の基礎構造」一一二二頁
- 註五 豊田武氏「中世日本商業史の研究」一三・二六〇・二八五頁
- 註六 又二郎は地頭方随一の漆負担者で八三六本の分漆を負担している。蓮阿の光依名は九二本である。
- 註七 豊田武氏「日本商人史中世篇」一〇九頁
- 註八 史料十号文書九七頁下段
- 註九 当名主存在様態を参考迄に揭示する。

名の名	当名主	経営 類型	漆分	桑分	名内新田積		当名主所持 新田作職		他名田作職		他名畠作職						
					丁	反	代	丁	反	代	丁	反	代	丁	反	代	
貞房	浄念	B	本	本	丁	反	代	丁	反	代							
友貞	坂木	C	589	213	1.	2.		2.	5.								
光依	蓮阿	C	92		1.	2.40											
高瀬野	仏念	A		4	.	10.18	.	10.18									
高瀬野	三郎大夫	A		8													1.
得永	光蓮	B	10		.	.45.	.	.45.	1.	2.25	7.	1.15					
大上	紀藤三	A	12		.	10.18	.	10.18									
正恒	秦大夫	B			.	7.15.	.	2.45	.	4.25		2.10					
光重	教密	B	78	30	.	5.25.	.	3.	2.	.45							
末永	道念	A	90	8	.	.35.	.	.35.		3.20	.	5.30					
国忠	紀二郎	A	200	3	.	4.10.	.	4.10.		1.40.18	2.	7.30					
紀六郎	冬三	B			.	.5.	.	.5.									
貞次	西仏	B			.	2.5.	.	1.20.	.	2.5	.	9.5					
高生	小二郎	A															
出雲	小太郎	B			.	4.20.	.	.40.	.	7.35	2.	.25					
助久	紀四郎大	A		32	.	.5.	.	.5.									1.45
船人	二郎太郎	B			.	.10.				6.45.	.	7.20					
重光	又二郎	A	567	16	.	.30.	.	.30.									
鈴上	又二郎	B	108							3.5.	1.	9.5					
節岡	又二郎	A	161		.	1.20	.	1.20									

(当名主存在様態表一覽)

生産力の発展に伴ふ剰余生産物の増加を基底に名主職の得分権化の進行や貨幣経済の発展或は名主の複合的乃至大家族的経営体の分解がからみ合い乍ら具体的には名主の姿容即ち加地子名主への転化となつて表面化してくる。この変容過程の中に当名主乃至二次の名主が現成して来ると考えたのである。

(五)

文永八年「領家御方正檢畠取帳」に旧名と考えられるもの二一名、建治元年の「西方漆名寄張」には五四の漆負担の名が記帳を受け寛正二年「三職百姓連署起請文」には

四一名の名主が姿を見せる。典拠史料が部分的且特殊的記録という制約が無いが、文永期から寛正期にかけて名数の変動が指摘される。大抵的に旧名解体に伴ない一時的に名数が増加し室町期迄には名数が減少する方向に指向していることが判断できる。換言すれば名の分散と兼併が述べられるのである。勿論之等の簇生する名内には当名主の如き新名主の出現があり、本来的名として存続する名内にも変客のあつた事情を考えねばならぬが、兎も角簇生する新名と之等を統合吸収する在地動向の在つたことは指摘出来よう。例えば「五分一田畠漆分注文」^(註二)には

吉国 助守替也

田 七反十八歩

畠 三反五代 屋敷也

とあり「西方漆名寄帳」にも「分漆一升五合八夕八五り 百廿七本才 則真重遠」^(註三)

と見える。吉国・則真は助守・重遠に替つて漆納入担当者となつたことを物語る。彼等は文永八年の「正檢畠取帳」には名主として記帳されぬが、以降、寛正二年に至るも名主として姿を見せる。重遠は此れ以降、姿を見せない。此の事実は分漆納入担当名主が必ずしも固定的なものでなく、絶えず新旧交替の異動があつたことを示すのであるが、この異動内には次の如き名主の他名吸収・兼併があつたのである。

分漆五合二夕一才

冊 二 本

友 光

分漆二夕五才

二 本

五 郎

友光付之

(略○中)

分漆三合三夕七才五り

廿七 本

近 平

助定付之

少量分漆負担者五郎分・近平分は夫々友光・助定に付されて納入されており、漆名に於ては收取単位という側面では次第に整理されて、一部の名に吸収されていく傾向が明らかである。前掲史料に見る如く、漆負担額に於て吸収された名が吸収した名より少量であることは、大規模名の少名兼併事情を窺わせるものである。次にこの様な整理吸収の対象となつた新名の性格について論及したい。

文永八年「領家御方正檢畠取帳」に於ける畠一筆の記載形式は、

一々一反廿

同 (成松) 重 遠

一々半

同

重 遠 (註五) 利末

であつて、農民の名前が上下二段若くは上中下三段に記帳されている。かかる段階別の名請農民を以て一筆毎の畠地所有者の新旧交替とは見ず現実に各段に名請している農民の權益が重層的に設定されていると考える。即ち上段より名主・作職所有者・下作職所有者と把握した。この解釈に従えば名主数二人・作職所有者数一六二人・下作職所有者数六三人を数える。領家方西分は此の台帳の外に「西方漆名寄帳」更に寛正二年「百姓連署起請文」が存し西方分名の興廢状態の分析に役立つ。第十七表に依れば、文永八年・十年・建治元年と一時期にのみ姿を見せ、以降名前を記載されぬ名の百分率が遂年的に増大しており、新名の興廢が漸次的に激化の様相を呈している事情を考察させる。此の事は簇生しつつある新名主が不安定な性格を増容させていることを意味していると考えられるのである。而して之等文永期に於ける一時的名数五六名のうち、作職所有者の系譜をもつ農民はわずか八名で残り八五%は加地子名主の系譜を引くと考えられるのである。従つて一時的に出現し消滅する不安定な新名主の多くが加地子得分收取者なることを知り、加地子名主の地位が名主

時 期	出現名数	一時的	
		名数	百分率
文永八年出現	21	10	47%
文永十年出現	35	22	63
建治元年出現	35	24	69
寛正二年出現	11	11	100

(第17表：1 時的名数)

職の得分権化につれて不安定なものに転化を遂げつつあったことが判るのである。同様に加地子名主ではあるが、これと対蹠的傾向を示すものに寛正期迄存続している名がある。

寛正二年の名は四一名を数え文永期に遡れる名三〇名中、然も文永(前七)当時加地子名主であるもの二〇名であつて、寛正まで存在する名主の

約六六%が文永期に於ける加地子名主の系譜をもつものであつたのである。然らば加地子名主内に於ける存続と廢没の二つの對蹠的動向を生じた原因は何であるかが次の問題となつてくる。言葉を換えるならば、文永期に如何なる性格的差異が認められるが故に、名の永続・廢没が在地動向となつて出現するのであろうか。これに就いて「地頭方」に於ける「散田」の視角から追求を行つてみたい。

建武元年の「地頭方損亡検見并納帳」の記載書式は「百姓名分」と「散田分」との二類に弁別しうる。「百姓名分」として宗道名分以下十二名が記載され殆んどが文永八年の田地実検名寄帳に記帳された名であり、その名田積に於ても全くの一致を見る。散田分田地には時恒名等十一名が記載され九名は前記名寄帳と名前も田積も一致しているのである。

散田は名主の逃散・死闘或は年貢の不法対捍によつて闕所とされた名田として理解されており、散田即ち領主直屬地であり年貢斗代は低廉であるのが一般的である。従つて、散田化の名と散田せぬ名との比較検討は即ち、名の永続・廢没の動向を齎した性格的差異の究明の端緒となりうる。かくの観点から第十八表を見れば以下の注目すべき事実が発見出来る。散田化せぬ名の殆どが文永期に於ける漆負担を行う名であり、亦、給免田・井料田等をも持つてゐるに比べて、二三(百姓名)の例外を見せるが對蹠的存在状態を散田名は呈している。即ち百姓名には既述の如き漆作付を通じて、商品経済を利己的に展開させている名主や、給田・免田をうけて庄内に於ける下級庄官的存在を示す者や、或は亦、井料田の把握を通じて

姓	名	名	名	管 類 型	漆	桑	分 田 免 給	分 畠 免 給	料 井 田	斗		
										建	武	
百	姓	名	分	宗	185	本	八大龍王免	大明神免	○	○	斗	升
				道	172	本					5. 8	5. 9
				重	59	9					5. 8	5. 9
				清	20	33					5. 8	5. 9
				為	59						6. 4	5. 9
				重	20						5. 7	5. 9
				成	1.5.9.6						5. 9	5. 9
				友	43						5. 9	5. 9
				赤	108						5. 9	5. 9
鈴	3.8.3.8		5. 9	5. 9								
木	161		4. 1	5. 9								
節				4. 1								
散	田	分	分	時			舟給、朝夕給 觀音免 高生九日田 国主九日田 朝夕給	鑄物給 鍛冶給		7.	7.	
				恒						7.	7.	
				房						7.	7.	
				六						7.	7.	
				郎						7.	7.	
				二						7.	7.	
				郎						7.	7.	
				分						7.	7.	
				末						7.	7.	
国			7.	7.								
清			7.	7.								
久			7.	7.								
房			7.	7.								
延			7.	7.								

(第18表：百姓名・散田名比較表) (註十三)

庄園内の農業生活の指導者的立場に立っている者が多い。かくの如き視角からすれば、勿論、名主自身の個人的能力の優劣性をも考慮せねばならぬが、存続する名主は名主職の得分権化に照応し、大抵的に庄園内部に於ける商品経済の発展を自己に有利に展開している性格の名主が多かつたことが指摘しえよう。亦、それなるが故に加地子名主職の吸収集積を行い名として存続可能であつたのである。

寛正頃迄の存続過程の中に、貨幣経済の進展・生産力の発展に敏感に照応し乍ら、一方では商品経済を有利に把握し、他方では複合的乃至大家族的家族の分解に伴つて出現する農民を屋敷内を割分し一箇の名請農民として把握し、更には一生産体単位たる家の住人を従え漸次的に領主化しつあつた一部の名の動向が考えられるであらう。然し乍ら、領主化への過程を述べる名主の基礎構造内部には、文永八年成沢名内の

今井屋敷が建武元年には納帳に名主成沢と俱に成沢名の田地年貢を今井分として担当する程成長を見せている様に、絶えず自己内部の従属農民の成長があつたのであり、更には之等の名主を「正分名主」^(註一〇)「上分名主」^(註一一)として特殊視している百姓との対立が見られるのであつて、決して平坦なコースを述べたわけではなく、建武年間には在地に形成されている惣結合即ち村落結合内部に名体制が在つた如く、惣内部に投入してゆき、百姓と対立し乍ら自己存続を行つていくのである。

註一 高尾一彦氏第三節註八所収三一七頁

註二 史料一 一号文書一〇六頁上段

註三 史料二 二号文書一〇八頁下段

註四 史料一 二号文書一〇七・一〇八頁

註五 史料一〇号文書九七頁下段

註六 八名は國重・末道・正恒・國貞・國弘・重光・包貞・成包である。

註七 作職所有の十名は秋末・國吉・助元・近真・宗久・宗重・助守・友清・永久・助延である。

註八 史料三 三号文書

註九 村井康彦氏「田堵の存在形態」(史林四〇卷二号所収)参照

註十 史料三 三号文書一一六頁

註十一 史料三〇六・三〇七号文書

註十二 我妻建治氏「新見庄の村落の構成的展開」(日本歴史一

二〇号所収)三一頁。

註十三 友清・木戸の漆分は建武期の納入量である。従つて合・

夕・才・リの単位である。表中・百姓名が十一であるのは菊石源太夫を除いたからである。

補註

三〇名は秋末・國吉・清元・清友・末國・助延・助元・助守・助定・近平・近真・武方・為真・節岡・恒守・友清・友光・利宗・利真・則真・則行・永久・守忠・宗重・宗遠・宗久・宗末・本安・吉里・吉園である。

Myôshu 名主 in Nimi-no-shô 新見庄, Bichu 備中.

— In the 13 and 14th centuries —

by K. Masaki

After the formation of early *myô* in Nimi-no-shô, Bichû, new *myô* came into existence especially in newly laid-out lands. In the mountainous districts, into which the money economy strikingly permeated, annual land-tax was paid in money already in the *Bunei* 文永 period. By the development of the productive power peasants could increase their surplus products. *Myô-den* 名田, which had been managed by the patriarchal joint-family of *myô-shu*, was dissolved and *myô-shu* became *Kajishi myô-shu* 加地子名主, who based their income on the rent from the *sakushiki* 作職 peasants. As many of these peasants usually belonged to one *myô-shu*, the *myô* system dissolved only with slow tempo, I think. But there appeared also *sakushiki* peasants who surpassed *myô-shu* in their land managing scale. And among them *tô-myô-shu* 当名主, taking advantage of the money economy in *sho-en* 莊園 by the production of the commodities like *urushi* and others, and secondary *myô-shu*, through the dissolution of *myô-shu-shiki* 名主職, appeared.

The position of *kajishi myô-su* became unstable one relying on the collected rent only — this hastened the rise and fall of *myô*. On the other hand, *kajishi myô-shu* who took advantage of the money economy maintained their position and had the trend to become the *ryô-su* (land lords). But this trend caused the opposition of peasants against them.